

## 砂川市低入札価格調査要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、砂川市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事の請負又は工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を調査（以下「低入札価格調査」という。）のうえ落札者としないうきの取扱等について定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費（二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。）をいう。
- (3) 現場管理費相当額 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費（現場経費、工事管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。
- (4) 一般管理費 工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。
- (5) 直接人件費 業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (6) 直接経費 業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
- (7) その他原価 業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。
- (8) 直接測量費 業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
- (9) 測量調査費 業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
- (10) 直接調査費 業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。
- (11) 間接調査費 業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。
- (12) 解析等調査業務費 業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。
- (13) 技術料等経費 業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
- (14) 諸経費 業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。
- (15) 契約担当課長 入札契約を担当する課の課長職をいう。
- (16) 工事等担当課長 工事等を担当する課の課長職をいう。

### (対象工事及び業務)

第3条 砂川市が入札に付する工事等のうち、砂川市競争入札参加資格者審議会（以下「審議会」という。）が当該工事等の規模、性質等により調査の適用が適当であると認める工事等を調査対象とする。

### (工事の調査基準価格の算定方法等)

第4条 工事の低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次

に定める額の合計額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 工事等担当課長は、低入札価格調査の適用を必要と認める工事の設計図書には、第1項の手の参考とするため、参考調書（別記第1号様式）を添付するものとする。

3 この要領を工事に適用するときは、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

（工事に係る業務委託の調査基準価格の算定方法等）

第5条 工事に係る業務委託の調査基準価格は、次に掲げる業務委託の種類に応じ算出して得た額

（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。（土木測量にあっては、「10分の8」とあるのは「10分の8.2」と読み替え、地質調査にあっては、「10分の8」とあるのは「10分の8.5」と、「10分の6」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。）

- (1) 土木設計にあっては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額
- (2) 土木測量にあっては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額
- (3) 地質調査にあっては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額
- (4) 建築設計にあっては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の工事に係る業務委託の低入札価格調査について準用する。

（予定価格調書への記載）

第6条 調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を記載した予定価格調書（別記第2号様式）を作成するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札者に対して「保留」と宣言し、政令167条の10第1項（政令167条の13により準用する場合を含む。）の規定により落札者に後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 契約担当課長は、前条の規定に該当することとなったときは、当該工事等に係る工事等担当課長とともに、その入札価格によっては最低価格入札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて低入札価格調査を行う。この低入札価格調査は、別表1に定める事項について最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。

(工事の失格判断基準)

第9条 第3条に定める工事においては、別紙2のとおり失格と判断するための基準を設けるものとする。

- 2 前項における工事については、前条による調査において、あらかじめ工事費等内訳書調査書（別記第8号様式）により調査を行うものとする。
- 3 前項の調査において、失格と判断することとなった場合は、別表1の他の項目の調査を経ずに審議会に報告するものとし、失格と判断しないこととなった場合においては、第11条に定める審議に諮るものとする。

(調査結果の報告)

第10条 契約担当課長は、低入札価格調査を行ったときは、低入札価格調査結果報告書（別記第3号様式）を作成し、関係資料を添付して審議会に報告しなければならない。

(調査結果の審議)

第11条 審議会は、前条の規定による調査結果の報告を受け、当該工事等に係る審議を行い、最低価格入札者を落札者とするか否かを決定するものとする。この場合、審議経過を明らかにするものとする。

(落札結果の通知等)

第12条 市長は、前条の審議の結果、最低価格入札者を落札者とする場合は、最低価格入札者に対して、その旨の通知（別記第4号様式）をするとともに、その他の入札者に対しては最低価格入札者が落札者となった旨を通知（別記第5号様式）するものとする。なお、この場合には、工事等の履行にあたり、第14条に掲げる措置をとるものとする。

- 2 市長は、前条の審議の結果、最低価格入札者を落札者とし不在の場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」とい

う。)を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第8条以降と同様の手続を行うものとする。

- 3 市長は、前項により次順位者を落札者とすることは、最低価格入札者に対しては落札者とし、旨の通知(別記第6号様式)を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知(別記第4号様式)を、するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨の通知(別記第5号様式)をするものとする。
- 4 市長は、第2項後段の手続の結果、調査基準価格を下回る入札をした次順位者を落札者とし、旨の場合には、第8条、第11条、前3項及び次項の規定は、「最低価格入札者」を「次順位者」と、「次順位者」を「次順位者の次の順位者」と読み替えて適用するものとする。また、更に落札者が決定しなかった場合には、順位を繰り下げる読み替えを繰り返して適用するものとする。
- 5 市長は、前条の審議の結果、最低価格入札者を落札者とし、旨の場合で、次順位者が存在しないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合、低入札価格調査の対象となった者(以下「調査対象者」という。)を再度入札に参加させないものとする。

(契約締結専決権者への報告等)

- 第13条 入札執行者は、低入札価格調査を行ったときは、落札者の決定後、速やかに当該入札に関する調書(別記第7号様式)を作成し、第10条及び第11条により作成した別記3号様式の書類を添付して契約締結専決権者に報告するものとする。
- 2 第11条の審議の結果、調査対象者を落札者とし、旨の場合、契約締結報告及び入札調書に、当該入札を不落札と決定した旨を記載するものとする。

(監督及び検査体制の強化等)

- 第14条 市長は、調査対象者を落札者として工事等の契約を締結したときは、当該工事等について別表2に定める措置をとるものとする。
- 2 前項の契約の締結に当たっては、別紙1に掲げる特記条項を契約書に追加するものとする。

(秘密の保持)

- 第15条 予定価格、調査基準価格及びこれを算定するための予定価格に乗ずる割合その他調査基準価格が推定されるものの取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう充分注意しなければならない。

(その他)

- 第16条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。